

「やさしいまちづくり条例」の特徴

平成7年3月に制定された「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称 やさしいまちづくり条例)」では、県や県民、事業者の皆さんのが、やさしいまちづくりを進めるために取り組むべきことを規定するとともに、①県民意識の高揚を図ること、②社会環境の整備を進めること、③生活環境の整備を進めることの3つの基本方針に基づいて、各種の施策を総合的に取り組んでいくこととしています。

建築物の整備については、より一層、日常生活に身近な建物が利用しやすいものとなるよう、やさしいまちづくり条例で次のような規定を設けています。

1 条例の対象者



トピックス

熊本県内の高齢者等の割合

平成25年度時点で、熊本県の高齢化率は27.2%、障害者手帳所持者率は7.2%とともに全国平均より高く、年々増加傾向にあることから、誰もが円滑に利用できる建築物の整備の必要性はますます高まってきています。

2 利用者からの意見聴取

ユニバーサルデザインによる建築物の整備を行う際に、利用者の意見をできるだけ反映することが、より使いやすい建築物の整備につながります。やさしいまちづくり条例では、特定建築物の建築等に当たって、設計から施工に至るまでのプロセス(過程)を重視し、高齢者や障がい者等からの意見を聞くように努めなければならないという規定を設けています。

<意見聴取の例>

ワークショップ(様々な人が自由に意見を出し合って提案をまとめ上げる手法)、アンケート調査、ヒアリング(聞き取り調査)などの方法があります。設計及び施工の早い段階で実施すると効果的です。

3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大

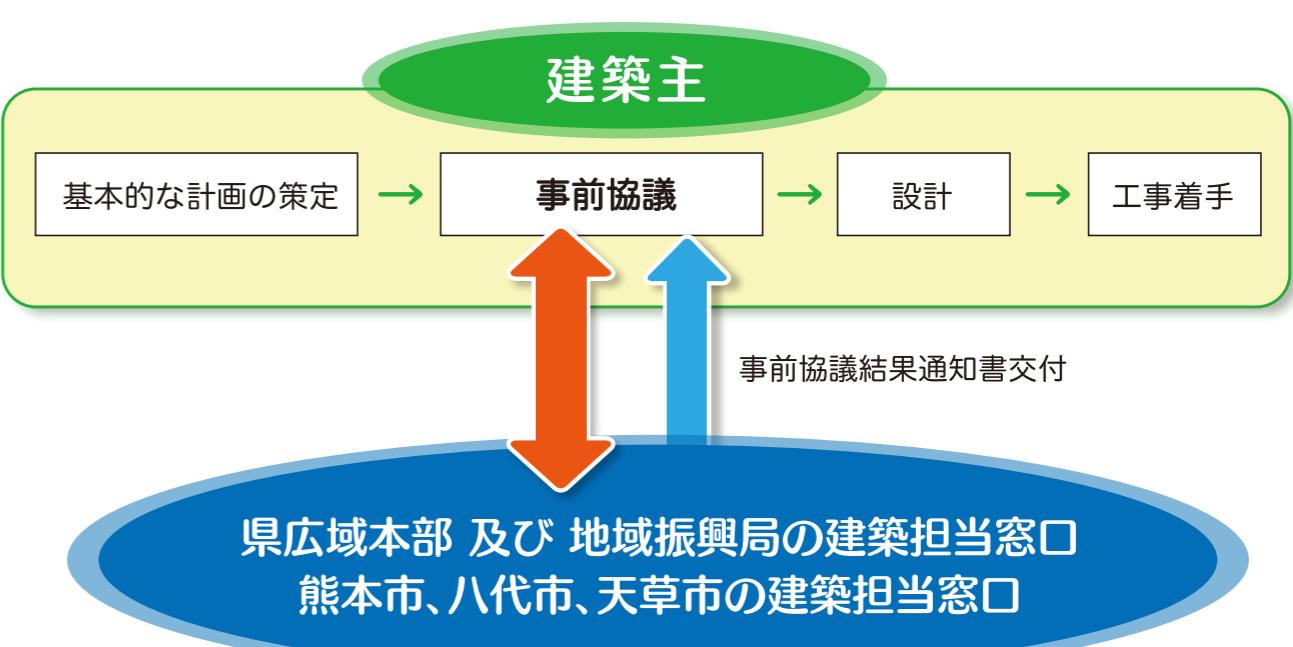
不特定多数の者又は主に高齢者、障がい者等が利用する建築物(特別特定建築物)で床面積2,000m²(公衆トイレは50m²)以上のものを建築する場合は、バリアフリー法で定められた基準に適合する義務があります。

やさしいまちづくり条例では、この義務付け対象建築物の種類を増やしたり、ユニバーサルデザインによる整備の必要性が高い建築物については、床面積がより小さいものから基準を設けています。

4 事前協議制度

事前協議制度は、バリアフリー法ややさしいまちづくり条例に定められた特定建築物等の建築主等へ、指導・助言を的確に行うために設けられているものです。

特定建築物等の建築等を行う際に、一定の規模以上については、**基本的な計画を策定した時点で**、県広域本部及び地域振興局または熊本市・八代市・天草市の建築担当窓口で事前協議を行う必要があります。



**バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準
やさしいまちづくり条例の整備基準等に適合しているか?**

建物の種類ごとの法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積は、21ページをご覧ください。